

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ・満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券
時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっている。

(2) 固定資産の減価償却について

法人内利用のソフトウェア…利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準について

- ① 退職給付引当金は、職員の退職金の支給に備えるため、退職手当規程に基づき、期末要支給額に相当する金額を計上している。
- ② 賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当資産	131,820,911	4,500,588	0	136,321,499
女性のチャレンジ支援基金積立資産	23,915,842	0	346,838	23,569,004
合 計	155,736,753	4,500,588	346,838	159,890,503

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち 指定正味財産 からの充当額)	(うち 一般正味財産 からの充当額)	(うち 負債に対応 する額)
基本財産	0	(0)	(0)	—
特定資産				
退職給付引当資産	136,321,499	—	—	(136,321,499)
女性のチャレンジ支援基金積立資産	23,569,004	(0)	(23,569,004)	—
合 計	159,890,503	—	(23,569,004)	(136,321,499)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
ソフトウェア	321,696	155,127	166,569
合 計	321,696	155,127	166,569

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の表示区分
共同募金配分金 「女性に対する暴力 防止週間」講演会	社会福祉法人 大阪府共同募金会	—	170,000	170,000	—	—
特定就職困難者 雇用開発助成金	大阪労働局	—	300,000	300,000	—	—
合 計		—	470,000	470,000	—	—

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
経常外収益への振替額 大阪市への寄附による指定解除額	200,000,000

7. 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産 総額 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
支配法人	大阪市	大阪市北区中之島 1-3-20	—	地方公共団体	—	—	指定管理 業務等	市立男女共同参画センター各館及び市立 都島区民センターの指定管理業務の受託 (注1)	487	未収金	96
								配偶者暴力相談支援センター業務等の受託 (注2)	33	未収金	15
								市立男女共同参画センター中央館駐車場 未徴収額の補填(注3)	6	—	—
								出えん金相当額の寄附(注4)	200	—	—
支配法人が 支配する 団体	大阪市立住まい 情報センター等 建物管理組合	大阪市北区天神橋 6-4-20	—	区分所有者に よる管理組合	—	—	—	共益費の負担(注5)	12	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 当協会が代表者である共同事業体が、公募によって地方自治法第244条の2による指定管理者として指定されたことによる取引である。

(注2) 公募により、一般の事業者と同条件で選定されたことによる取引である。

(注3) 同館の使用料徴収事務に関して、大阪市に与えた損害を補填したものである。

(注4) 主務官庁の認可を得て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに規定する寄附として実施したものである。この寄附により、大阪市公有財産台帳から、当協会に対する「出資による権利」は、抹消される。

(注5) 当協会が指定管理者として管理運営する大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館が入居する建物にかかる共益費であり、取引条件は、管理組合の定めによる。

8. 実施事業資産は特定していないので、貸借対照表内訳表は作成していない。